

データセンター要件一覧	
データセンター要件は、次の条件①または②を満たすこと。 満たせない場合は、失格とする。	
条件①	
データセンターは、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)に登録されていること。	
条件②	
条件①を満たせない場合、以下1～9の全ての項目を満たすこと。	
1. 全般	
1-1	日本データセンター協会(JDCC)の会員として加盟している会社が管理するデータセンターであること。
1-2	日本データセンター協会(JDCC)が策定した、ファシリティスタンダード(FS)Tier3以上のデータセンターであること。
2. 建物	
2-1	日本国内に所在すること。
2-2	データセンターの周囲に消防法による指定数以上の危険物製造設備、および危険物貯蔵設備がなく、隣接建物から延焼防止のために、十分な距離が保たれていること。
2-3	建築基準法の規定する耐震構造建築物とし、同法に規定する耐火性能を有し、防火対策、および水害対策の措置が施されていること。
2-4	震度6強クラスの地震発生時にもサービス提供可能な耐震、または免震構造であること。
2-5	JIS規格に準拠した避雷設備、およびIEC(国際電気標準会議)の内部雷保護システム・機器の雷サージ保護システムに対応した雷対策を講じていること。
2-6	自動火災報知設備、消火設備、非常照明設備が設置されていること。
3. セキュリティ	
3-1	建物の出入り口に防犯対策が講じられていること。
3-2	個人レベルでの認証機能、または有人警備によるセキュリティが施されていること。
3-3	データセンターは24時間365日の監視体制で、入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備(ICカードなど)により、事前に許可された者のみが入館できるよう、入退館が管理されていること。
3-4	本市が必要とする場合に、本市システム管理担当職員、および本市の指定する事業者の建物への入館を許可すること。
4. ネットワーク	
4-1	庁内の職員が利用する端末とデータセンター間の通信回線には、強固なセキュリティを確保すること。
4-2	ネットワークは冗長化とし、電気通信事業者の障害にも対応できるようマルチキャリアに対応すること。
4-3	現行システムの応答時間と遜色がなく、作業に支障のない快適な通信速度を確保すること。また、将来的にデータ量が増加することを考慮すること。
5. サーバルーム	
5-1	サーバールームのラックは、施錠できるラックを使用すること。
5-2	サーバールームの出入り口には、入退室管理システムを設置し、不正侵入などに対する監視、および管理処置などの防止措置が施されていること。
5-3	サーバールームは、設置機器に影響を与えないよう、水を使用しない不活性ガス(窒素ガス)の消火設備を設置していること。
5-4	屋外側の窓、外壁、天井、および床からの水の浸入がないこと。
5-5	サーバールーム内には監視カメラが設置され、サーバールーム内を監視、および記録することができること。
5-6	室内の環境は、腐食性ガス、振動、塵埃が発生しないこと。
5-7	防湿、防塵対策が施されていること。
6. 電力設備	
6-1	サーバールームの電源設備容量は、機器の負荷を考慮して余裕を持たせること。
6-2	電源供給設備は多重化されており、24時間365日、電源の安定供給が可能であること。
6-3	無停電対策として、電源が冗長化されており、UPSが設置されていること。
6-4	商用電力の供給が停止した場合、非常用自家発電設備により停止から1分以内(この間はUPSから電力供給)に電力が供給できること。
6-5	自家発電設備は、無給油で24時間以上の連続運転が可能であること。
6-6	サーバールームの受電容量以上の非常用自家発電設備などが設置されていること。
7. 空調設備	
7-1	サーバールームには、室内の負荷発熱に対応した空調能力のある24時間365日連続運転が可能な複数台の空調機が設置されていること。
7-2	サーバールームには、専用の空調システムにより、温度、および湿度が一定に保たれるような設備が備わっていること。
7-3	温度、湿度は機器などの安定稼働に影響を及ぼさないよう、適切な温湿度に保たれていること。
8. 保守	
8-1	監視ソフトなどにより、サーバやネットワーク機器の稼働状況を常時監視し、1日に複数回は目視による監視を行うこと。
8-2	バージョンアップなどのシステム保守作業は、CMSシステムの運用に支障のないように実施すること。
9. 実績	
9-1	政府機関・地方公共団体ホームページおよびCMSの導入実績が5件以上あり、現在も稼働していること。